

令和8年6月8日

宇和島市上下水道局

宇和島市長 岡原文彰様

宇和島市水道事業経営審議会

会長 宮本直明

### 適正な水道料金のあり方について（答申）

令和8年2月19日付け、宇水第835号で諮問があったことについて、次のとおり結論を得たので答申します。

なお、留意事項については、附帯意見として申し添えます。

#### 1 答申

##### (1) 料金改定額について

今後5年間（令和9～13年度）の経営状況を確認した結果、必要な事業費約103億9千万円に対する収入不足額は、約15億円であった。

この収入不足額は、水道事業の独立採算の原則に基づき、水道料金を改定することにより徴収することが適当である。ただし、浴場用料金については、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）」の趣旨を考慮すると、公衆衛生の維持向上の観点から据え置くことが適当である。

以上のことを踏まえた詳細な料金改定（案）は、下表のとおりである。

#### ■水道料金改定（案）

【税込】

用途	水量	現料金	新料金	上昇額
家庭用	基本（8 m <sup>3</sup> まで）	1,573.0 円	1,859.0 円	286.0 円
	超過（1 m <sup>3</sup> につき）	271.7 円	330.0 円	58.3 円
	20 m <sup>3</sup> 料金（標準世帯）	4,833.0 円	5,819.0 円	986.0 円
業務用	基本（10 m <sup>3</sup> まで）	2,750.0 円	3,036.0 円	286.0 円
	超過（1 m <sup>3</sup> につき）	368.5 円	407.0 円	38.5 円
工業用	基本（200 m <sup>3</sup> まで）	51,700.0 円	59,400.0 円	7,700.0 円
	超過（1 m <sup>3</sup> につき）	368.5 円	407.0 円	38.5 円
浴場用	基本（170 m <sup>3</sup> まで）	16,060.0 円	16,060.0 円	0.0 円
	超過（1 m <sup>3</sup> につき）	159.5 円	159.5 円	0.0 円

##### (2) 料金設定について

これまでどおり、1円単位での料金設定とし、基本料金及び超過料金の合計額（税込）に1円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てることは適当である。

### (3) 料金算定期間について

公益社団法人日本水道協会の策定した「水道料金算定要領(以下、「算定要領」という。)」に基づき、令和9年度から令和13年度までの5年間とすることは適当である。

### (4) 料金改定時期について

令和9年度以降の経営状況を考慮すると、令和9年4月使用分から料金改定を行うことは適当である。

なお、水道事業を取り巻く厳しい経営環境の変化に対応しつつ、今後も安定給水を維持していくためには、継続的に経営分析を行いながら、おおむね3年から5年を目安として、整備事業計画や経営戦略の見直しとともに、水道料金のあり方について検討することが重要である。

### (5) 料金体系について

水道使用者の公平性を考慮すると、用途別から口径別へ移行することが適当である。今後も算定要領や他市町の動向を参考にしつつ、できる限り一般家庭の負担を軽減しながら、家庭用と業務用の用途間較差を解消するための調整を行い、将来的には、用途別から口径別へ移行することが望ましい。

## 2 水道事業の評価及び審議の着眼点

適正な水道料金のあり方に係る審議については、物価や人件費の高騰をはじめ、給水人口の減少に伴う収益の減少が経営に大きな影響を及ぼしていることを十分考慮した。

本市では、これまでの第7次整備事業計画(H21～R5:15年間)に引き続き、第8次整備事業計画(R6～15:10年間)に基づき、地震等の災害に備えるため、水道施設の耐震化を推進しインフラ整備に努めてきた。

しかしながら、東日本大震災(H23.3月)以降、日本各地では、激甚化する地震や風水害等が頻発しており、能登半島地震(R6.1月)におけるライフラインの甚大な被害状況などを踏まえると、対策の強化と耐震化の更なる推進が求められる。

これまでの整備事業は、おおむね計画どおり履行されているものの、広範にわたる老朽化した水道施設の更新需要に追いついていない。また、令和7年度から用水供給事業(旧:津島水道企業団)を事業統合した結果、さらに多くの老朽化した施設を抱えることになったため、今後の維持管理費の増加が懸念される。

このたびの答申では、安全で安心な水道水を持続的かつ安定的に供給することについて、将来世代の負担にも考慮しつつ、残していく義務があるということを第一として、水道事業の現状と課題を整理し、慎重に審議を重ねた結果、適正な水道料金のあり方については、前述の答申のとおりとすることが適当であるという結論に至った。

しかしながら、一方では、本市の水道料金は、すでに県下で3番目の高料金であり、昨今の物価高騰などを考慮すると、水道使用者の負担の増加を最小限にとどめる必要があることは言うまでもない。給水人口の減少に伴う収益の減少が続く予測となっている財政状況を見ると、更なる経営努力と効率的な事業運営が求められる。

このような中、上下水道局では、これまで窓口等の業務を外部委託し、あるいは事務事業を統合し効率化を図ることにより職員数を削減するなど、継続的に様々な経営改善に取り組んできていたが、自助努力だけでは健全経営を維持することができず、令和9年度から13年度まで（5年間）の総括原価約103億9千万円に対し、収入が約15億円不足する状況となっている。

本審議会では、財源確保の方策として、料金改定は避けられないものと判断しつつ、その改定方法については、特に配慮すべき事項を次の4点に着目し審議した。

- ① 料金改定により確保する財源は、第8次整備事業等に必要な事業費をはじめ、赤字経営であった用水供給事業の事業統合後の維持管理費や、国から追加された耐震化事業の推進等、安定した事業経営に必要な収入を得るためのものであること。
- ② 料金改定額は、物価高騰等の影響による水道使用者の厳しい生活実態等を考慮し、可能な限り低く抑えること。
- ③ 料金算定期間は、日本水道協会が算定要領で推奨する「おおむね3年から5年」で設定すること。
- ④ 料金体系は、負担の公平性を確保しながら、水道使用者から理解を得られやすくなるよう、家庭用と業務用における用途間較差を縮減しつつ、将来的に用途別から口径別へ移行すること。

**※用途別**

水の使い道によって較差を設ける料金体系。料金の負担能力が高い事業者（業務用）に多めの負担を、生活用水（家庭用）には安価な料金を設定する仕組み。

**※口径別**

使うことができる水の量に応じて較差を設ける料金体系。口径が大きいほど大量の水を使うため、設備投資や維持管理費を小口径より多く必要とすることから、大口徑ほど水道料金を高くする仕組み。

### 3 水道事業における課題等

本市では、民間委託による経営の合理化をはじめ、事務事業の統合を行うなど、水道の広域化と経常経費の縮減に努めてきた。

しかしながら、平成17年8月の1市3町合併時に約93,000人であった人口は、令和8年4月末時点で約65,000人にまで減少（約28,000人減）し、それに伴い給水収益も減少し続けており、この傾向は、今後も改善されることが期待できない。

水道事業においては、必要な経費を独立採算制により、水道料金で賄わなければならないが、企業努力による経費削減といっても限界があり、厳しい経営環境となっている。

さらに、本市の水道環境は、現在では、渇水による断水の心配がほぼ無くなったとはいえ、水不足を補うために南予水道企業団（野村ダム）から水を購入しているほか、点在する水源（須賀川ダム、山財ダム、宮下井戸など）や山間部の急峻な地形、海岸線といった複雑な地形の影響等があり、ポンプ場や配水池など、県下の他の水道事業体と比べて、比較的多くの水道施設を抱えていることから、今後、それらの老朽化した施設を更新していくために必要な経費は、莫大なものとなっている。

一方で、本市の水道料金は、すでに県下で3番目の高料金となっており、市民生活や社会経済に及ぼす影響が大きい。

水道事業では、独立採算制に基づき、水道料金で事業費を賄うことは当然のことではあるが、このまま水道料金を上げ続けるには限界があることから、水道施設の維持管理や耐震化工事など、さらなる効率的な執行により費用を抑制し、最大限の効果を得られるよう努めるとともに、外部からの財政的支援を得るなど、料金改定額の抑制や料金改定サイクルの延命化を図ることが望まれる。

#### 4 附帯意見

- (1) 物価や人件費の高騰が続いているほか、人口推計の減少が予測よりも悪化している状況を踏まえ、慎重に将来収支を予測した上で料金改定を行うこと。
- (2) 水道使用者の費用負担の公平性を保つため、将来的には、現在の用途別から口径別料金体系へ移行すること。ただし、口径別への移行は、市民への負担をできる限り抑制する必要があるため、家庭用と業務用の料金較差を段階的に縮減してから実施すること。
- (3) 料金算定期間中において、計画値と実績値に相違が生じることが考えられるため、料金改定後3年目を目途に中間評価を行うこと。
- (4) 安全で安心な水道水を持続的かつ安定的に供給することを第一としつつ、過度なサービス低下とならないように配慮しながら、更なる経営改善に努めること。
- (5) 「隔月（2か月に1回）請求制度」の導入を行う場合は、これまでと同様に高齢者や生活困窮者といった配慮の必要な水道使用者から申し出があったときは、制度上で許される範囲内において分納を認めること。
- (6) 料金改定を実施するにあたっては、広報誌やSNS、ホームページなど、様々な媒体を活用して発信し、広く周知するとともに、分かりやすい表現で説明するなど、水道使用者から理解を得られやすくなるよう工夫すること。

## 宇和島市水道事業経営審議会委員

会 長	宮 本 直 明	(各種団体)
副会長	山 下 由 美	(水道利用者)
委 員	羽 鳥 剛 史	(学識経験者)
委 員	安 達 三 郎	(学識経験者)
委 員	濱 田 かなめ	(水道利用者)
委 員	宇和木 眞由美	(水道利用者)
委 員	三 好 綾	(各種団体)
委 員	岩 村 保 昌	(各種団体)
委 員	森 拓 也	(各種団体)
委 員	安 岡 賢 司	(各種団体)